

児童扶養手当の現況届を忘れないで

8月11日から9月10日まで



児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は「現況届」を提出することになっています。

この届け出は、引き続き手当を受けられるかどうかを決める大切なものですので、早めに提出してください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度の主な内容は次のとおりです。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当																		
手当とは	父母の離婚等により父親と生計を同じくしていない児童（父親が重度障害者の場合を含む）の母や、母にかわってその児童を養育している方に対して支給する手当です。	20歳未満で心身に障害のある児童の扶養のために、その父母、又は養育者に対して支給する手当です。																		
手当を受けることができる方	次の条件にあてはまる18歳未満の児童（障害児は20歳未満）を監護している母、又は母にかわってその児童を養育している方（養育者）です。 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父が死亡した児童 ③父が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童で公的年金の加算の対象となっていない児童 ④父の生死が明らかでない児童 ⑤父から1年以上遺棄されている児童 ⑥父が1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童で父から認知されていない児童 ※上記に該当しても手当が受けられない場合があります。	身体や精神に重度の障害のある児童の父か母、又は母にかわって児童を養育している方（養育者）です。 ※上記に該当しても手当が受けられない場合があります。																		
請求と認定	手当の支給は、申請主義をとっており、手当を受けようとする者は必要書類を添えて申請し、知事の認定を受けなければならない。 ※昭和60年8月1日以降に離婚等により児童扶養手当の支給要件に該当するに至った人については、支給要件に該当した日から5年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、認定請求ができなくなりますので注意してください。（特別児童扶養手当は除かれます。）	左に同じ																		
支給期間	認定請求をした日の属する月の翌月から支給、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで。	左に同じ																		
手当額 (平成2年4月から)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人の場合</td> <td>月額 35,910円</td> <td>月額 24,040円</td> </tr> <tr> <td>児童2人のとき</td> <td>月額 40,910円</td> <td>月額 29,040円</td> </tr> <tr> <td>児童3人以上のとき</td> <td colspan="2">児童2人の金額に児童1人増すごとに、2,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定額以上の所得がある場合、支給が制限、または停止されます。</p>	区分	全部支給	一部支給	児童1人の場合	月額 35,910円	月額 24,040円	児童2人のとき	月額 40,910円	月額 29,040円	児童3人以上のとき	児童2人の金額に児童1人増すごとに、2,000円を加算した額		<table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>1人につき月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度障害児（1級）</td> <td>43,580円</td> </tr> <tr> <td>中程度障害（2級）</td> <td>29,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一定額以上の所得がある場合は支給が停止されます。</p>	障害等級	1人につき月額	重度障害児（1級）	43,580円	中程度障害（2級）	29,050円
区分	全部支給	一部支給																		
児童1人の場合	月額 35,910円	月額 24,040円																		
児童2人のとき	月額 40,910円	月額 29,040円																		
児童3人以上のとき	児童2人の金額に児童1人増すごとに、2,000円を加算した額																			
障害等級	1人につき月額																			
重度障害児（1級）	43,580円																			
中程度障害（2級）	29,050円																			
<p>手当の受給中は、次のような届け出などが必要で、届出が遅れたり、しなかったりすると、手当の支給が遅れたり、手当を返還していただくことになりますので忘れずに提出してください。</p>																				
現況届	受給者全員が毎年8月11日から9月10日までの間に提出します。	左に同じ																		
手当額改定届・請求書	対象児童に増減があったとき	再判定… 障害の程度が変わったとき その他… 対象児童に増減があったとき																		
受給資格喪失届	受給資格がなくなったとき	左に同じ																		
証書亡失届	手当証書をなくしたとき	左に同じ																		
その他の届け出	氏名・住所・銀行口座・支払郵便局・印鑑変更など	左に同じ																		

くわしくは、福祉課（☎内線29）までお問い合わせください。